

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年四月二十六日法律第三十三号）（抄）
附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。